

さいたま市運賃協議会設置要綱の改定（案）

さいたま市 都市局
交通政策部 交通政策課

令和7年11月4日（火）



目次

1. 改定の概要

2. 改定（案）



1. 改定の概要

主な改定理由

さいたま市運賃協議会設置要綱は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、運賃等の協議を行う、**さいたま市運賃協議会を設置するため、所掌事務等を定めたものである。**

運賃協議会に関しては、令和7年6月30日付けで国交省物流・自動車局旅客課長より各地方運輸局等へ発出された事務連絡「道路運送法第9条第4項に基づく協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方について」（右図）において、「関係者の事務手続きの負担が発生しているとの意見があることから、その負担を軽減し、生産性向上を図る観点も考慮する必要がある。」とされている。

本市においても、**関係者の事務手続き軽減を図るため、同事務連絡に則り本設置要綱を改定**するものである。

主な改定内容

- 協議又は調整を行うものとされている事項のうち、**さいたま市運賃協議会の開催を省略することができる場合を明記**する。

施行予定日

- **令和7年12月1日**

事務連絡

令和7年6月30日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿

沖縄総合事務局 運輸部長 殿

物流・自動車局 旅客課長

道路運送法第9条第4項に基づく協議会の
開催を要しない場合の目安となる考え方について

令和5年10月に道路運送法（以下「法」という。）が改正され、道路運送法第9条第4項の規定により、運賃等については地域公共交通会議（道路運送法施行規則第4条第2項）とは別の協議会（以下「運賃協議会」という。）を開催しなければならないこととしたところ。

今般、運賃協議会の開催にあたり、関係者の負担軽減を図り、生産性向上を図る観点から、その開催を要しない場合の目安となる考え方を下記のとおり定めたので、運賃協議会の関係者に周知を図る等により、運賃協議会の開催の合理化に努められたい。

記

1. 開催を要しない場合の目安となる考え方

運賃協議会においては、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議を行うものであるが、地域公共交通会議とは別の協議会であり、会議開催にあたっては関係者の事務手続きの負担が発生しているとの意見があることから、その負担を軽減し、生産性向上を図る観点も考慮する必要がある。

運賃協議会で付議される案件については、必ずしも全ての事案について開催されるべきものではなく、軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しないと考える。

なお、2. により軽微な事案の例を示すが、これらは運賃協議会にて協議の上判断されるべきものであり、あらかじめ設置要綱等に記載することが望ましい。

2. 軽微な事案の例

- ・均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合。
- ・毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- ・工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- ・新たな決済手段を追加する場合

以上



2. 改定（案）

新旧対応表

- 第2条にさいたま市運賃協議会の開催を省略できる場合を明記（赤字箇所）

新	旧	備考欄
（設置） 第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、<u>旅客の運賃及び料金（以下「運賃等」という。）</u>の協議を行うため、さいたま市運賃協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 （所掌事務） 第2条 協議会は、次に掲げる事務について協議又は調整を行うものとする。 (1) 地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る運賃等に関する事項 (2) <u>前項の事項のうち、次の場合は、協議が成立しているものとみなして、協議会の開催を省略することができる。</u> ア <u>均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）</u>でも、運賃額に変更がない場合 イ <u>毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合</u> ウ <u>工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合</u> エ <u>新たな決済手段を追加する場合</u> （組織） 第3条 協議会を組織する委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が指名する。 (1) 当該<u>運賃等</u>を定めようとする運行事業者の代表者 (2) 関係住民の意見を代表する者 (3) 市職員 (4) 関東運輸局長又はその指名するもの (5) 関係行政機関の職員 （略）	（設置） 第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、運賃等の協議を行うため、さいたま市運賃協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 （所掌事務） 第2条 協議会は、次に掲げる事務について協議又は調整を行うものとする。 (1) 地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る運賃等に関する事項 （組織） 第3条 協議会を組織する委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が指名する。 (1) 当該路線等を定めようとする運行事業者の代表者 (2) 関係住民の意見を代表する者 (3) 市職員 (4) 関東運輸局長又はその指名するもの (5) 関係行政機関の職員 （略）	（変更） （新設） （変更） （略）